

第 11 号議案

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 31 年 2 月 19 日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

建築基準法の一部改正に伴い、建築物の建蔽率の特例許可申請手数料等を定めるとともに、関係条文を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市手数料条例の一部を改正する条例

芦屋市手数料条例（平成12年芦屋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後				改正前			
別表（第2条関係） 1 総務関係・2 民生関係				別表（第2条関係） 1 総務関係・2 民生関係			
(略)				(略)			
3 建設関係 (1) 租税特別措置法関係				3 建設関係 (1) 租税特別措置法関係			
(略)				(略)			
(2) 建築基準法関係				(2) 建築基準法関係			
番号	事務	名称	金額	番号	事務	名称	金額
1	(略)		イ (略) ロ 申請に係る計画又は通知に係る計画に同法第8条の4の昇降機に係る部分が含	1	(略)		イ (略) ロ 申請に係る計画又は通知に係る計画に同法第8条の2の昇降機に係る部分が含

改正後			改正前		
	(略)	まれる場合においては、イに定める手数料のほか、当該昇降機1基につき、2の項に掲げる手数料を納めなければならない。		(略)	まれる場合においては、イに定める手数料のほか、当該昇降機1基につき、2の項に掲げる手数料を納めなければならない。
2	建築基準法第87条の4において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備の確認の申請に対する審査又は同法第87条の4において準用する同法第18条第2項の規定に基づく建築設備の計画の通知に対する審査	(略)	2	建築基準法第87条の2において準用する同法第6条第1項の規定に基づく建築設備の確認の申請に対する審査又は同法第87条の2において準用する同法第18条第2項の規定に基づく建築設備の計画の通知に対する審査	(略)
3	(略)		3	(略)	
4	(略)	イ (略) ロ 申請に係る計画又は通知に係る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、上記の手数料のほか、当該	4	(略)	イ (略) ロ 申請に係る計画又は通知に係る計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、上記の手数料のほか、当該

改正後			改正前		
	(略)	昇降機1基につき、次項の手数料を納めなければならない。		(略)	昇降機1基につき、次項の手数料を納めなければならない。
5	建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく建築設備の完了検査の申請に対する審査（中間検査をした場合を除く。）又は同法第87条の4において準用する同法第18条第16項の規定に基づく建築設備の完了の通知に対する審査（中間検査をした場合を除く。）	(略)	5	建築基準法第87条の2において準用する同法第7条第1項の規定に基づく建築設備の完了検査の申請に対する審査（中間検査をした場合を除く。）又は同法第87条の2において準用する同法第18条第16項の規定に基づく建築設備の完了の通知に対する審査（中間検査をした場合を除く。）	(略)
6	(略)		6	(略)	
7	(略)	イ (略) ロ 申請に係る計画又は通知に係る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、上記の手数料のほか、当該昇降機1基に	7	(略)	イ (略) ロ 申請に係る計画又は通知に係る計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、上記の手数料のほか、当該昇降機1基に

改正後			改正前		
	(略)	つき、次項の手 数料を納めな ければなら ない。		(略)	つき、次項の手 数料を納めな ければなら ない。
8	中間検査をした建築設備に関する建築基準法第87条の4において準用する同法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請に対する審査又は中間検査をした建築設備に関する同法第87条の4において準用する同法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査	(略)	8	中間検査をした建築設備に関する建築基準法第87条の2において準用する同法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請に対する審査又は中間検査をした建築設備に関する同法第87条の2において準用する同法第18条第16項の規定に基づく完了の通知に対する審査	(略)
9	(略)	イ (略) ロ 申請に係る計画又は通知に係る計画に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、上記の手数料のほか、当該昇降機1基につき、次項の手数料を納めなければならない。	9	(略)	イ (略) ロ 申請に係る計画又は通知に係る計画に同法第87条の2の昇降機に係る部分が含まれる場合においては、上記の手数料のほか、当該昇降機1基につき、次項の手数料を納めなければならない。

改正後				改正前			
10	建築基準法第87条の4 において準用する同 法第7条の3第1項の中 間検査の申請に対す る審査又は同法第87 条の4において準用す る同法第18条第19項 の特定工程終了の通 知に対する審査	(略)		10	建築基準法第87条の2 において準用する同 法第7条の3第1項の中 間検査の申請に対す る審査又は同法第87 条の2において準用す る同法第18条第19項 の特定工程終了の通 知に対する審査	(略)	
11	(略)			11	(略)		
12	建築基準法第7条の6 第1項第1号若しくは 第2号又は同法第18条 第24項第1号若しくは 第2号(同法第87条の4 又は第88条第1項若し くは第2項において準 用する場合を含む。)の 規定に基づく仮使 用の認定の申請に対 する審査	(略)		12	建築基準法第7条の6 第1項第1号若しくは 第2号又は同法第18条 第24項第1号若しくは 第2号(同法第87条の2 又は第88条第1項若し くは第2項において準 用する場合を含む。)の 規定に基づく仮使 用の認定の申請に対 する審査	(略)	
13～ 22	(略)			13～ 22	(略)		
23	建築基準法第53条第 4項又は第5項の規定 に基づく建築物の建 蔽率に関する特例の 許可の申請に対する 審査	(略)	1件につき 33,000 円	23	建築基準法第53条第 4項の規定に基づく建 築物の建蔽率に関す る特例の許可の申請 に対する審査	(略)	1件につき 33,000 円

改正後			改正前		
24	建築基準法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	(略)	24	建築基準法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	(略)
25～ 37	(略)		25～ 37	(略)	
38	建築基準法第67条第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積又は同条第5項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	(略)	38	建築基準法第67条の3第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積又は同条第5項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	(略)
39	建築基準法第67条第9項第2号の規定に基づく建築物の防災都市計画施設に係る間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	(略)	39	建築基準法第67条の3第9項第2号の規定に基づく建築物の防災都市計画施設に係る間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	(略)
40～ 62	(略)		40～ 62	(略)	
63	建築基準法第86条の8第1項又は同法第87条の2第1項の規定に		63	建築基準法第86条の8第1項の規定に基づく既存の一の建築物	1件につき 27,000円

改正後				改正前			
	基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	(略)			について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	(略)	
64	建築基準法第86条の8第3項(同法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更の申請に対する審査	(略)	1件につき 27,000円	64	建築基準法第86条の8第3項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更の申請に対する審査	(略)	1件につき 27,000円
65	建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の許可の申請に対する審査	興行場等一時使用の許可申請手数料	1件につき、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 期間が3月以内の場合 60,000円 (2) 期間が3月を超え1年以内の場合 120,000円				
66	建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に特別	特別興行場等一時使用の許可申請手数料	1件につき 160,000円				

改正後			改正前	
	興行場等として使用する 場合の許可の申請 に対する審査			
67～ 69	(略)		65～ 67	(略)
(3) 屋外広告物関係 ～ (8) マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係			(3) 屋外広告物関係 ～ (8) マンションの建替え等の円滑化に関する法律関係	
(略)			(略)	
(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係			(9) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係	
(略)			(略)	
備考			備考	
<p>1 性能向上計画の認定の申請に法第30条第2項の規定による申出が含まれる場合又は性能向上計画の変更の認定の申請に法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出が含まれる場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、(2)建築基準法関係の表1の項に掲げる手数料の金額に相当する額（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる額）を加算した額とする。</p> <p>(1) 性能向上計画に建築基準法第87条の4に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る(2)建築基準法関係の表2の項に掲げる手数料の金額に相当する額</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>4 消防関係・5 その他共通関係</p>			<p>1 性能向上計画の認定の申請に法第30条第2項の規定による申出が含まれる場合又は性能向上計画の変更の認定の申請に法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出が含まれる場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、(2)建築基準法関係の表1の項に掲げる手数料の金額に相当する額（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる額）を加算した額とする。</p> <p>(1) 性能向上計画に建築基準法第87条の2に規定する建築設備に係る部分が含まれる場合 当該建築設備に係る(2)建築基準法関係の表2の項に掲げる手数料の金額に相当する額</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>4 消防関係・5 その他共通関係</p>	
(略)			(略)	

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日から施行する。

参 照

芦屋市手数料条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

建築基準法の一部改正に伴い，建築物の建蔽率の特例許可申請手数料等を定めるとともに，関係条文を整理するため，この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 建築物に係る許認可の申請等の手数料の追加（別表関係）

ア 次のいずれかに該当する建築物の建蔽率に関する特例許可の申請手数料を1件につき33,000円と定める。

(ア) 建築基準法により市長が避難上及び消火上必要な機能の確保を図るため，前面道路から後退して壁面線を指定した場合のその限度の線を越えない建築物

(イ) 都市計画法による特定防災街区整備地区又は防災街区整備地区計画の区域において，特定防災機能（※）の確保を図るために壁面の位置の制限が定められた場合のその限度の線を越えない建築物

※ 特定防災機能とは，火事又は地震が発生した場合において延焼防止上及び避難上確保させるべき機能をいう。

イ 一の建築物について2以上の工事に分けて用途変更に伴う工事を行う場合に，当該2以上の工事の全体計画が次のいずれにも該当するときの認定及び変更認定の申請手数料を1件につき27,000円と定める。

(ア) 2以上の工事に分けることが，当該建築物の利用状況等によりやむを得ないものであること。

(イ) 全ての工事完了後において，全体計画に係る建築物及びその敷地が建築基準法令の規定に適合すること。

(ウ) いずれかの工事完了後においても，全体計画に係る建築物及びその敷地について，交通上の支障，安全上の危険性等が増大しないものであること。

ウ 建築物の用途を変更して一時的に使用する興行場等（※）のうち、市長が安全上等に支障がないと認めるものの許可の申請手数料を1件につき期間が3ヶ月以内の場合は60,000円、3ヶ月を超え1年以内の場合は120,000円と定める。

※ 興行場等とは、興行場、博覧会建築物、店舗その他これらに類する建築物をいう。

エ 建築物の用途を変更して一時的に使用する特別興行場等（※）のうち、市長が安全上等に支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認めるものの許可の申請手数料を1件につき160,000円と定める。

※ 特別興行場等とは、国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により一年を超えて使用する特別の必要がある興行場等をいう。

(2) その他規定の整理

3 施行期日

建築基準法の一部を改正する法律の施行の日

○ 建築基準法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十七号）（抄）
（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>(建蔽率) 第五十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項の規定の適用については、第一号又は第二号のいずれかに該当する建築物にあつては第一項各号に定める数値に十分の一を加えたものをもつて当該各号に定める数値とし、第一号及び第二号に該当する建築物にあつては同項各号に定める数値に十分の二を加えたものをもつて当該各号に定める数値とする。</p> <p>一 防火地域(第一項第二号から第四号までの規定により建蔽率の限度が十分の八とされている地域を除く。)内にあるイに該当する建築物又は準防火地域内にあるイ若しくはロのいずれかに該当する建築物</p> <p>イ 耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止性能(通常の火災による周囲への延焼を防止するために壁、柱、床その他の建築物の部分及び防火戸その他の政令で定める防火設備に必要とされる性能をいう。ロにおいて同じ。)を有するものとして政令で定める建築物(以下この条及び第六十七条第一項において「耐火建築物等」という。)</p> <p>ロ 準耐火建築物又はこれと同等以上の延焼防止性能を有するものとして政令で定める建築物(耐火建築物等を除く。第八項及び第六十七条第一項において「準耐火建築物等」という。)</p> <p>二 (略)</p> <p>4 隣地境界線から後退して壁面線の指定がある場合又は第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で定める壁面の位置の制限(隣地境界線に面する建築物の壁又はこれに代わる柱の位置及び隣地境界線に面する高さ二メートルを超える門又は塀の位置を制限するものに限る。)がある場合において、当該壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線を越えない建築物(ひさしその他の建築物の部分で政令で定めるものを除く。次項において同じ。)で、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの建蔽率は、前三項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、前三項の規定による限度を超えるものとすることができる。</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する建築物で、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの建蔽率は、第一項から第三項までの規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとすることができる。</p> <p>一 特定行政庁が街区における避難上及び消火上必要な機能の確保を図るため必要と認めて前面道路の境界線から後退して壁面線を指定した場合における、当該壁面線を越えない建築物</p> <p>二 特定防災街区整備地区に関する都市計画において特定防災機能(密集市街地整備法第二条第三号に規定する特定防災機能をいう。次号において同じ。)の確保を図るため必要な壁面の位置の制限(道路に面する建築物の壁又はこれに代わる柱の位置及び道路に面する高さ二メートルを超える門又は塀の位置を制限するものに限る。同号において同じ。)が定められた場合における、当該壁面の位置の制限として定められた限度の線を越えない建築物</p> <p>三 第六十八条の二第一項の規定に基づく条例において防災街区整備地区計画の区域(特定建築物地区整備計画又は防災街区整備地区整備計画が定められている区域に限る。)における特定防災機能の確保を図るため必要な壁面の位置の制限が定められた場合における、当該壁面の位置の制限として定められた限度の線を越えない建築物</p> <p>6 前各項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。</p> <p>一 防火地域(第一項第二号から第四号までの規定により建蔽率の限度が十分の八とされている地域に限る。)内にある耐火建築物等</p> <p>二・三 (略)</p> <p>7 建築物の敷地が防火地域の内外にわたる場合において、その敷地内の建築物の全部が耐火建築物等であるときは、その敷地は、全て防火地域内にあるものとみなして、第三項第一号又は前項第一号の規定を</p>	<p>(建蔽率) 第五十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項の規定の適用については、第一号又は第二号のいずれかに該当する建築物にあつては第一項各号に定める数値に十分の一を加えたものをもつて当該各号に定める数値とし、第一号及び第二号に該当する建築物にあつては同項各号に定める数値に十分の二を加えたものをもつて当該各号に定める数値とする。</p> <p>一 第一項第二号から第四号までの規定により建蔽率の限度が十分の八とされている地域外で、かつ、防火地域内にある耐火建築物</p> <p>二 (略)</p> <p>4 隣地境界線から後退して壁面線の指定がある場合又は第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で定める壁面の位置の制限(隣地境界線に面する建築物の壁又はこれに代わる柱の位置及び隣地境界線に面する高さ二メートルを超える門又は塀の位置を制限するものに限る。)がある場合において、当該壁面線又は壁面の位置の制限として定められた限度の線を越えない建築物(ひさしその他の建築物の部分で政令で定めるものを除く。)で、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの建蔽率は、前三項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、前三項の規定による限度を超えるものとすることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>5 前各項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。</p> <p>一 第一項第二号から第四号までの規定により建蔽率の限度が十分の八とされている地域内で、かつ、防火地域内にある耐火建築物</p> <p>二・三 (略)</p> <p>6 建築物の敷地が防火地域の内外にわたる場合において、その敷地内の建築物の全部が耐火建築物等であるときは、その敷地は、すべて防火地域内にあるものとみなして、第三項第一号又は前項第一号の規定を</p>

改正後

8| 適用する。
 建築物の敷地が準防火地域と防火地域及び準防火地域以外の区域とにわたる場合において、その敷地内の建築物の全部が耐火建築物等又は準耐火建築物等であるときは、その敷地は、全て準防火地域内にあるものとみなして、第三項第一号の規定を適用する。

(既存の一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事をを行う場合の制限の緩和)
 第八十七条の二 第三項第二項の規定により第二十七条等の規定の適用を受けない一の建築物について二以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事をを行う場合(第八十六条の八第一項に規定する場合に該当する場合を除く。)において、特定行政庁が当該二以上の工事の全体計画が次に掲げる基準に適合すると認めたとときにおける第三項第二項及び前条第三項の規定の適用については、第三項第二項中「建築、修繕若しくは模様替の工事中の」とあるのは「第八十七条の二第一項の認定を受けた全体計画に係る二以上の工事中若しくはこれらの工事の間の」と、前条第三項中「準用する」とあるのは「準用する。ただし、次条第一項の認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事に着手するまでは、この限りでない」とする。
 一 一の建築物の用途の変更に伴う工事を二以上の工事に分けて行うことが当該建築物の利用状況その他の事情によりやむを得ないものであること。
 二 全体計画に係る全ての工事の完了後において、当該全体計画に係る建築物及び建築物の敷地が建築基準法令の規定に適合することとなること。
 三 全体計画に係るいずれの工事の完了後においても、当該全体計画に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障、安全上、防火上及び避難上の危険性並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害性が増大しないものであること。
 2| 第八十六条の八第二項から第六項までの規定は、前項の認定について準用する。

改正前

適用する。
 (新設)

(新設)

(建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合の制限の緩和)
 第八十七条の三 非常災害があつた場合において、非常災害区域等内にある建築物の用途を変更して災害救助用建築物(住宅、病院その他これらに類する建築物で、国、地方公共団体又は日本赤十字社が災害救助のために使用するものをいう。第三項及び第百一条第一項第十六号において同じ。)として使用するとき(その災害が発生した日から一月以内に当該用途の変更に着手するときに限る。)における当該災害救助用建築物については、建築基準法令の規定は、適用しない。ただし、非常災害区域等のうち防火地域内にある建築物については、この限りでない。
 2| 災害があつた場合において、建築物の用途を変更して公益的建築物(学校、集会場その他これらに類する公益上必要な用途に供する建築物をいう。次項及び第百一条第一項第十六号において同じ。)として使用するときにおける当該公益的建築物については、第十二条第一項から第四項まで、第二十一条、第二十二条、第二十六条、第三十条、第三十四条第二項、第三十五条、第三十六条(第二十一条、第二十六条、第三十四条第二項及び第三十五条に係る部分に限る。)、第三十九条、第四十条、第三章並びに第八十七条第一項及び第二項の規定は、適用しない。
 3| 建築物の用途を変更して第一項の災害救助用建築物又は前項の公益的建築物とした者は、その用途の変更を完了した後三月を超えて当該建築物を引き続き災害救助用建築物又は公益的建築物として使用しよ

改正後

うとする場合においては、その超えることとなる日前に、特定行政庁の許可を受けなければならない。ただし、当該許可の申請をした場合において、その超えることとなる日前に当該申請に対する処分がされないときは、当該処分がされるまでの間は、当該建築物を引き続き災害救助用建築物又は公益的建築物として使用することができる。

4 特定行政庁は、前項の許可の申請があつた場合において、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、二年以内の期間を限つて、その許可をすることができる。

5 特定行政庁は、建築物の用途を変更して興行場等（興行場、博覧会建築物、店舗その他これらに類する建築物をいう。以下同じ。）とする場合における当該興行場等について安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、一年以内の期間（建築物の用途を変更して代替建築物（建築物の工事を施工するためその工事期間中当該従前の建築物に代えて使用する興行場、店舗その他これらに類する建築物をいう。）とする場合における当該代替建築物については、特定行政庁が当該工事の施工上必要と認める期間）を定めて、当該建築物を興行場等として使用することを許可することができる。この場合においては、第十二条第一項から第四項まで、第二十一条、第二十二条、第二十四条、第二十六条、第二十七条、第三十四条第二項、第三十五条の二、第三十五条の三、第三章及び第八十七条第二項の規定は、適用しない。

6 特定行政庁は、建築物の用途を変更して特別興行場等（国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により一年を超えて使用する特別の必要がある興行場等をいう。以下この項において同じ。）とする場合における当該特別興行場等について、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該特別興行場等の使用上必要と認める期間を定めて、当該建築物を特別興行場等として使用することを許可することができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

7 特定行政庁は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、建築審査会の同意を得なければならない。

改正前